



令和 2 年 4 月 8 日

## 事業所の休業に伴う火災予防について

東京消防庁では緊急事態宣言の発令に伴い、当面の間、休業する事業所に対して、ホームページやSNS、公式アプリで下記について火災予防を呼びかけています。

### 記

#### 1 火気・電気の確認

ガスの元栓の閉鎖、電気配線の状況（じゅう器等に挟まれて過度な荷重が加わっていないかなど）の確認、使用していない電気器具の電源プラグを抜くなど、火気・電気の適正な管理を徹底してください。



#### 2 放火防止の徹底

事業所の施錠を確実に行うとともに、事業所（建物）周囲にダンボール等の可燃物を放置しないなど、放火防止対策を徹底してください。



#### 3 避難施設等の整理

万が一に備え、避難口、廊下、階段及び通路などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように、次の事項を徹底してください。

- (1) 避難施設に物品等を置かない。置いてある場合は除去する。
- (2) 避難施設の出入口に設けられている扉等の開閉障害となる物品等を置かない。置いてある場合は除去する。
- (3) 防火設備（防火戸、防火シャッターなど）は、常時閉鎖又は作動できるようにその機能を有効に保持するとともに、防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かない。置いてある場合は除去する。



問合せ先

東京消防庁（代）	電話	03-3212-2111
防火管理課指導係	内線	5122 5125
広報課報道係	内線	2345～2350